



報道機関 各位

記者発表資料
令和4年8月17日（水）
問い合わせ先：西区保険年金課
課長：飯塚
担当：岩城、杉山
電話：620-2655

高額介護合算療養費の支給遅延について

この度、高額介護合算療養費の支給について、システムへの入力誤りにより支給遅延となることが判明しました。

対象となる方へご迷惑をおかけしたことを深くお詫びするとともに、今後このようなことがないように、適切な事務処理を徹底してまいります。

1 事案概要

1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合算し限度額を超えた場合には、その超えた分を高額介護合算療養費として払い戻しますが、対象者から提出された申請書をシステムへ入力したところ、後日、入力した内容に誤りがあることが判明し、支給が遅延することとなりました。

さらに、そのデータを修正した内容にも誤りがあり、再度、支給が遅延することとなりました。

2 対象者数・金額

対象者：1名

後期高齢者医療支給分：10,164円

介護保険支給分：33,861円

計：44,025円

3 判明の経緯

対象者から提出された高額介護合算療養費支給申請書により、令和4年3月22日（火）にシステム入力を行いました。

5月27日（金）の支給に向けて、計算処理を終えた埼玉県後期高齢者医療広域連合から5月12日（木）に支出処理一覧表が提供され、計算対象期間の入力誤りにより不支給となっていることが判明しました。同日、システムへデータ修正を行い、また、対象者のご家族へ支給遅延となる旨謝罪し、次回振り込み日は7月28日（木）となることをお伝えしました。

8月1日(月)に対象者のご家族から口座に振り込まれていないとの連絡があり、調査したところ、5月12日(木)にシステムヘデータ修正した内容が不完全であったため、再度不支給となっていることが判明しました。

4 原因

- ・5月12日(木)に判明した不支給の原因につきましては、支給対象期間を誤って入力したため、その後の支給処理が正しく行われませんでした。
- ・8月1日(月)に判明した不支給の原因につきましては、5月12日(木)に行った修正に加え、誤った支給対象期間により取得した自己負担額情報の履歴を削除する必要がありましたが、その処理を失念してしまい、再び不支給となってしまいました。
- ・いずれも入力処理後にシステムの画面上でダブルチェックを行いましたが、入力誤りを見逃す結果となってしまいました。

5 対応

対象者の方には度重なる支給遅延についてお詫びをし、誠意をもって対応いたします。また、次回支給日である9月28日(水)に確実に支給できるよう、8月1日(月)にシステムヘデータ修正を行い、埼玉県後期高齢者医療広域連合とデータ内容を精査し、データが正しく修正できていることを確認し合いました。

6 再発防止策

- ・支出処理一覧表により不支給となった場合の対応として、チェックリストを新たに作成し、提出された申請書とシステム入力画面を印刷したものを、複数人でチェックリストにより突合・確認し、体制強化を図ります。
- ・今後、二度と同じ誤りを繰り返さないために、課内全職員に対し業務知識の共有を図るための研修を実施し、再発防止に努めます。